

埼玉県交通安全対策協議会交通遺児援護基金補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、交通機関の運行により生じた事故（以下、「交通事故」という。）によって遺児等となった者に対し、健全な育成を図るため、埼玉県交通安全対策協議会（以下「協議会」という。）が実施している交通遺児援護基金に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助の対象となる事業は、協議会が実施する交通遺児援護基金事業とし、経費は公益信託埼玉県交通安全対策協議会交通遺児援護基金交通遺児等援護金の1人あたりの給付額の平成11年度と当該年度との差額に当該受給者数を乗じた額とする。

(補助額)

第3条 前条の経費に対する補助額は、当該所用経費の額以内において知事の定める額とする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は、3月10日とし、その提出部数は1部とする。

(提出書類の省略)

第5条 規則第4条第2項第1号から第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項を記載した書類は、協議会会則、委員名簿、委員会資料等とする。

(交付方法)

第6条 この補助金は、概算払いで交付する。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助金の交付請求)

第8条 協議会は、前条の通知を受理した後、様式第3号の請求書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 協議会は、知事の要求があったときは、補助事業等の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(報告書の様式等)

第10条 規則第13条の報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の報告書の提出時期は、補助事業等の完了（補助事業等の廃止・事業年度完了の場合を含む。）後30日以内、又は会計年度終了の日のいずれか早い期日とし、その提出部数は、1部とする。

（確定通知書の様式）

第11条 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

（書類の整備等）

第12条 協議会は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならぬ。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日に属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（暴力団排除に関する誓約）

第13条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

この要綱は、平成12年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度の補助金から適用する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

様式第1号

埼玉県交通安全対策協議会交通遺児援護基金補助金交付申請書

第 号
年 月 日

埼玉県知事

住 所
名 称
代表者氏名

下記により、 年度埼玉県交通安全対策協議会交通遺児援護基金補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金交付申請額 金 円

3 補助事業の目的及び内容

(1) 目的

(2) 内容

4 補助事業の計画

5 補助事業の経費の配分

区分	補助事業に要する経費	補助金の額	備考
(内訳) 小学生以下 中学生 高校生等			
計	円	円	

(参考)

	小学生以下	中学生	高校生等
年度の1人あたりの支給額			
平成11年度の1人あたりの支給額	30,000	40,000	50,000
差額	円	円	円

6 収支予算書

(1) 収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額	備考
計	円	円	円	

(2) 支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額	備考
(内訳) 小学生以下 中学生 高校生等				
計	円	円	円	

7 補助事業の完了予定期日

年 月 日

8 添付書類

- (1) 協議会会則
- (2) 委員名簿
- (3) 委員会資料 (年度)

様式第2号

埼玉県交通安全対策協議会交通遺児援護基金補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付け交対協第 号で申請のあった 年度埼玉県交通安全対策協議会交通遺児援護基金補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 交付金額 金 円

2 支払方法 概算払い

3 交付条件

- (1) この補助金の使用方法は、申請書記載の事業のとおりとする。
- (2) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合は知事の承認を受けること。

ただし、経費の配分の20%を超えない増減はこの限りではない。

- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

様式第3号

埼玉県交通安全対策協議会交通遺児援護基金補助金交付請求書

金 円也

埼玉県交通安全対策協議会交通遺児援護基金補助金
(交付決定通知 年 月 日付け 第 号)

上記のとおり請求します。

年 月 日

住 所
名 称
代表者氏名

埼玉県知事

下記の口座へ振り替えてください。

振込口座	銀行・信用金庫・農協・その他	支店
口座番号	普通・当座 No.	
ふりがな 口座名義		

様式第4号

埼玉県交通安全対策協議会交通遺児援護基金補助金実績報告書

第 号
年 月 日

埼玉県知事

住 所
名 称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた
年度埼玉県交通安全対策協議会交通遺児援護基金補助金の実績について、
補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第13条の規定
により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助事業の成果

(1) 事業の目的

(2) 実施事業の内容

(3) 経費の配分

区分	補助事業に要した経費	補助金の額
(内訳) 小学生以下 中学生 高校生等		
計	円	円

(参考)

	小学生以下	中学生	高校生等
年度の1人あたりの支給額			
平成11年度の1人あたりの支給額	30,000	40,000	50,000
差額	円	円	円

(4) 収支精算書

ア 収入の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減額	備考
計	円	円	円	

イ 支出の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減額	備考
(内訳) 小学生以下 中学生 高校生等				
計	円	円	円	

3 補助事業の実施期間

年 月 日から
年 月 日まで

4 添付書類

様式第5号

埼玉県交通安全対策協議会交通遺児援護基金補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった 年度埼玉県
交通安全対策協議会交通遺児援護基金補助金については、補助金等の交付手続等に
関する規則第14条の規定により、下記のとおり交付すべき補助金の額を確定したの
で通知します。

記

確 定 額 金 円